

住宅・建築物の耐震化の現況と目標

◆国・北海道の住宅・建築物の耐震化の現況と目標

国 の耐震化 の現況 と目標	<p>【現況】・我が国の住宅の約 75%が耐震性を有する住宅であり、約 25%は耐震性が不十分と思われる住宅。</p> <p>・多数の者が利用する建築物（特定建築物）の約 75%が耐震性を有するものであり、約 25%は耐震性が不十分と思われるもの。</p> <p>【目標】・東海、東南海・南海地震による死者数及び経済被害を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに少なくとも 9 割とする。</p>
北海道 の耐震化 の現況 と目標	<p>【現況】・道内の住宅の約 76%が耐震性を有する住宅であり、約 24%は耐震性が不十分と思われる住宅。</p> <p>・多数の者が利用する建築物（特定建築物）の約 78%が耐震性を有するものであり、約 22%は耐震性が不十分と思われるもの。</p> <p>【目標】・道内における想定地震による建物被害を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに少なくとも 9 割とする。</p>

◆砂川市の住宅・建築物の耐震化の現況と目標

民間戸建住宅	<p>【現況】・住宅総数 7,261 戸のうち、耐震性を有する住宅は 74% (5,363 戸)、耐震性が不十分と思われる住宅は 26% (1,898 戸)。</p> <p>【目標】・国・道の目標との整合を図り、耐震診断・改修に関する情報提供を積極的に行い、市民の耐震化に対する意識を向上させるとともに、耐震改修費用の補助制度の普及啓発を進め、平成 27 年度時点で耐震性が不十分と思われる住宅 1,574 戸の耐震化率の向上を図る。</p>				
民間共同住宅	<p>【現況】・民間共同住宅総数 206 棟のうち、耐震性を有するものは 90% (186 棟)、耐震性が不十分と思われるものは 10% (20 棟)。</p> <p>【目標】・現状で国・道が目標とする耐震化率 9 割を満たすが、耐震性が不十分と思われる民間共同住宅 10% (20 棟) の耐震化を促進する。</p>				
多数の者が利用する建築物（特定建築物）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; width: 50px;">民間</td> <td> <p>【現況】・民間の特定建築物総数 17 施設のうち、耐震性を有する施設は 82% (14 施設)、耐震性能が不明な施設 18% (3 施設)。</p> <p>【目標】・耐震性能が不明な特定建築物 3 施設の耐震化を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">公共</td> <td> <p>【現況】・公共の特定建築物総数 64 施設のうち、耐震性を有する施設は 88% (56 施設)、耐震性が不十分、または耐震性能が不明な施設 12% (8 施設。建替する砂川市立病院を含む)。※「砂川市立病院」は、災害の医療・救護拠点施設であり、平成 20 年度より建替工事に着手する。</p> <p>【目標】・上記 8 施設のうち、建替する砂川市立病院を除く 7 施設について、計画的に耐震化に努める。</p> </td> </tr> </table>	民間	<p>【現況】・民間の特定建築物総数 17 施設のうち、耐震性を有する施設は 82% (14 施設)、耐震性能が不明な施設 18% (3 施設)。</p> <p>【目標】・耐震性能が不明な特定建築物 3 施設の耐震化を促進する。</p>	公共	<p>【現況】・公共の特定建築物総数 64 施設のうち、耐震性を有する施設は 88% (56 施設)、耐震性が不十分、または耐震性能が不明な施設 12% (8 施設。建替する砂川市立病院を含む)。※「砂川市立病院」は、災害の医療・救護拠点施設であり、平成 20 年度より建替工事に着手する。</p> <p>【目標】・上記 8 施設のうち、建替する砂川市立病院を除く 7 施設について、計画的に耐震化に努める。</p>
民間	<p>【現況】・民間の特定建築物総数 17 施設のうち、耐震性を有する施設は 82% (14 施設)、耐震性能が不明な施設 18% (3 施設)。</p> <p>【目標】・耐震性能が不明な特定建築物 3 施設の耐震化を促進する。</p>				
公共	<p>【現況】・公共の特定建築物総数 64 施設のうち、耐震性を有する施設は 88% (56 施設)、耐震性が不十分、または耐震性能が不明な施設 12% (8 施設。建替する砂川市立病院を含む)。※「砂川市立病院」は、災害の医療・救護拠点施設であり、平成 20 年度より建替工事に着手する。</p> <p>【目標】・上記 8 施設のうち、建替する砂川市立病院を除く 7 施設について、計画的に耐震化に努める。</p>				

※「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法に規定する特定建築物を示します。「特定建築物」とは、不特定多数が利用する特定の用途の建物、一定量以上の危険物を貯蔵・処理する建物、地震時に倒壊し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれのある建物のことです（該当の用途・規模等は、政令で定められています）。

※「耐震性を有する建築物」とは、①昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合するものの、②耐震診断を行った結果、耐震性能を有すると評価されたもの、③耐震改修を行ったものを示します。